

令和3年度11月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

新型コロナウイルス感染症への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	11月補正予算額			11月現計 予算額	(参考) 3年度11現/ 2年度11現
		コロナ対策	その他	合計		
一般会計	27,529.81	6.98	7.23	14.22	27,544.04	117.6
特別会計	20,474.84	—	—	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	—	—	1,493.43	100.5
計	49,498.09	6.98	7.23	14.22	49,512.32	106.9

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	11月補正予算額			11月現計 予算額
		コロナ対策	その他	合計	
国庫支出金	9,106.69	5.00	5.40	10.41	9,117.10
繰入金	1,070.25	1.33	—	1.33 ^{※1}	1,071.59
県債	2,959.98	0.64	1.83	2.47 ^{※2}	2,962.45
その他	14,392.88	—	—	—	14,392.88
計	27,529.81	6.98	7.23	14.22	27,544.04

※1 繰入金は、全て地域医療介護総合確保基金繰入金

※2 県債の内訳は、以下のとおり

- ・臨時財政対策債：1.20 億円
- ・その他：1.27 億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策 6 億 9,864 万円

○ 新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化 3 億 7,223 万円

医療従事者等に対する追加接種（3回目接種）等を支援し、医療提供体制を維持するため、県独自の集団接種会場を設置・運営する。

実施期間	令和4年2月から同年3月まで（予定）
接種会場	未定
対象者	医療従事者等（1,000人／日、総計40,000人を想定）
ワクチン種別	ファイザー社製

[健康医療局医療危機対策本部室ワクチン接種担当課長 電話 045-285-0717]

○ 感染防止対策継続支援事業費（介護・障害分） 1 億 9,266 万円

介護・障害福祉サービス等の提供体制を維持するため、福祉施設におけるマスクや消毒液の購入など感染拡大防止対策に要する経費を補助する。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

○ 地域医療介護総合確保基金積立金 1 億 3,373 万円

感染防止対策継続支援事業（介護分）の財源とするため、基金への積み立てを行う。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]

○ 繰越明許費の設定

新型コロナウイルス感染症の影響等により、年度内に支出が終わらない見込みの事業について、繰越明許費を設定する。

事業名	繰越明許費設定額
国内観光プロモーション推進事業費	1 億 1,499 万円
商店街等プレミアム商品券支援事業費補助	1 億円

※ 繰越明許費

年度内に支出が終わらない見込みの経費について、予算で定めることにより、翌年度に繰り越して使用することができるもの

[国際文化観光局観光課長 電話 045-210-5760]

[産業労働局中小企業部商業流通課長 電話 045-210-5600]

(2) その他

7億2,353万円

○ 現年災害復旧費

4億4,907万円

令和3年7月及び8月の大雨による被害を受けた農林施設の復旧工事を行う。

- ・農業関係 水路・農道（小田原市曾我大沢）など 17か所
- ・林業関係 秦野峠林道（足柄上郡山北町玄倉）など 19か所

[環境農政局総務室企画調整担当課長 電話 045-210-4011]

○ 過年災害復旧費

2億7,445万円

令和元年10月の台風19号による被害を受けた林道施設の復旧工事について、国から事業費の増額が認められたため、追加で措置する。

- ・早戸川林道（相模原市緑区鳥屋）など 13路線33か所

[環境農政局緑政部森林再生課長 電話 045-210-4330]

○ ゼロ県債の設定（P4～5参照）

【債務負担行為の設定】 期 間 令和3年度～令和4年度

限度額(総額) 129億2,966万円

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和4年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

ゼロ県債の設定

1 目的

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和4年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

※ **ゼロ県債**（当該年度の支出が（ゼロ）の（県）費（債）務負担行為）
 翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず（支出がゼロ）に前倒しして発注するために設定する県費債務負担行為

2 設定額	債務負担行為の総額	129億2,966万円（過去最大）
	【内訳】 一般会計	70億2,492万円
	特別会計	2億1,429万円
	企業会計	56億9,044万円

<参考：近年の推移>

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
79.7億円 (330箇所)	77.2億円 (319箇所)	95.1億円 (350箇所)	129.2億円 (447箇所)

3 ゼロ県債のメリット

（中小企業者への効果）

- ・ 端境期における仕事量の確保
- ・ 年間事業量の平準化（※）
- ・ 資材購入や雇用の早期実施
- ・ 円滑な融資の確保

（地域への効果）

- ・ 災害対策や道路補修、老朽化した水道管の更新など、県民生活に直結する事業に係る効果の早期発現
- ・ 企業活動そのものを活性化させる景気対策上の効果

※ 平準化の取組

- ゼロ県債を積極的に活用し、4月～6月期の工事稼働件数を確保することにより、平準化率の改善に向けた取組を推進
- 全庁的な推進体制として、「施工時期等の平準化推進会議」を設置
- 令和5年度までに平準化率0.8を目指す。

（参考）平準化率の推移

令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込
0.64	0.67	0.73	0.76

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

問合せ先

（ゼロ県債全般について）

総務局財政部財政課

副課長 馬淵 電話 045-210-2251

（平準化の取組について）

県土整備局事業管理部県土整備経理課

課長 依田 電話 045-210-6070

ゼロ県債の設定（令和3年度）

（単位：万円）

配慮業種	事 項	箇所数	債務負担行為 設定限度額	事業内容 ・ 箇所等
① 建設業 （工事関係）	林道改良事業費 ほか	5	3,468	舗装工 相模原市緑区澤井地内 ほか
	道路補修費 ほか	80	196,035	打換工 県道26号（横須賀三崎）三浦市栄町地内 ほか
	河川修繕費 ほか	33	83,400	河床掘削工 早川（箱根町湯本） ほか
	高等学校施設整備工事費	5	180,000	耐震補強及び老朽化対策工事、監理業務 横浜明朋高校体育館 ほか
	交通安全施設整備費 ほか	43	29,307	道路標識製作設置工事 相模原警察署管内 ほか
	老朽配水管リフレッシュ事業費 ほか	71	526,009	基幹管路更新工事 2箇所 配水管改良工事 56箇所 ほか
		237	1,018,219	
② 設計 コンサル タント業	道路補修費 ほか	(1) 24	36,741	発注者支援業務 国道134号 茅ヶ崎市東海岸南四丁目 ほか
	河川改修事業費 ほか	28	32,617	発注者支援業務 引地川（藤沢市下土棚） ほか
	高等学校施設整備工事設計調査費	11	26,780	耐震補強及び老朽化対策工事設計業務 霧が丘高校北棟 ほか
		(1) 63	96,138	
③ 塗装業	交通安全施設整備費 ほか	45	16,000	道路標示塗装業務 相模原警察署管内 ほか
		45	16,000	
④ 電気設備業	河川改修事業費 ほか	14	45,963	監視システム設置工 境川（相模原市緑区川尻） ほか
	交通安全施設整備費	9	3,100	交通信号機改良等工事 上村橋南側 ほか8交差点
		23	49,063	
⑤ 測量業	林道改良事業費 ほか	4	2,629	測量業務 足柄上郡山北町皆瀬川地内 ほか
	河川修繕費 ほか	27	31,229	測量業務 小鮎川（厚木市飯山） ほか
		31	33,858	
⑥ その他	水源林整備事業費 ほか	33	47,301	森林整備 相模原市緑区青根 ほか
	河川修繕費 ほか	15	32,385	除草工 串川（相模原市緑区青山） ほか
		48	79,687	
合 計		(1) 447	1,292,966	

（注1） 金額は、万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

（注2） 箇所数の（ ）書きは、再掲箇所を外数で示している。

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	14 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	4 件
そ の 他	4 件
計	23 件
(参考) 11月補正予算	5 件
合 計	28 件

2 主な条例案等

【条例の制定】

○ 神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例（P10参照）

県営水道事業の安定経営と円滑な事業推進に関する事項について調査審議する新たな検討体制を構築するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会の設置に関し、所要の定めを行う。

[企業局水道部経営課長 電話 045-210-7210]

【条例の改正】

○ 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（P11参照）

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職（事務次官・本省局長等）との均衡を考慮するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（P12参照）

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引下げを行うため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例（P13参照）

職員の期末手当の支給割合について、人事委員会の勧告等を勘案し、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ **神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例（P14参照）**

新型コロナウイルス感染症の影響等により、奨学生やその保護者が経済的影響を受けるなど、奨学金を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、高等学校奨学金の貸付月額の上限額を増額するため、所要の改正を行う。

[教育局行政部財務課長 電話 045-210-8100]

【その他】

○ **和解について（P15参照）**

中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故について、民法第695条の規定に基づき和解する。

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ **地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ **事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等が県に返還されるなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等を踏まえ、県が独自にマイナンバーを利用する事務に、生活困窮外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施事務を追加するなど、所要の改正を行う。

[総務局デジタル戦略本部室情報企画担当課長 電話 045-210-3390]

○ **神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例**

厚木児童相談所の移転に伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ **神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、共同住宅の長期優良住宅認定制度について、住棟ごとの認定に変更されることから、申請手数料を見直すなどとともに、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正等に伴い、クロスボウの取扱いに関する講習手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ **収入証紙に関する条例の一部を改正する条例**

県税の納税証明書の交付手数料について、納税者の利便性の向上を図るため、証紙による収入の方法から、現金による徴収に改めるとともに、神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、長期優良住宅認定制度に係る申請手数料の名称を変更するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ **神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例**

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示すなど、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部環境計画課長 電話 045-210-4050]

○ **障がい福祉関係 2 議案**

指定管理者の指定を受けられる基準を拡大等するとともに、新たに県立さがみ緑風園に指定管理者制度を導入するなど、所要の改正を行う。

① **三浦しらとり園条例の一部を改正する条例**

② **神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例**

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

○ **無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

厚生労働省令を踏まえ、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に、サテライト型住居の設置に係る規定を追加するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 電話 045-210-4900]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
①	神奈川県防災行政通信網再整備事業工事請負契約	横浜市中区 日本大通 1 外	日本電気株式会社神奈川支社	44億550万円
②	主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事請負契約	厚木市三田 地内	日本ピーエス・宇内・林土木 特定建設工事共同企業体	15億8,620万円
③	県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）請負契約	横浜市旭区 万騎が原39 外	小雀建設株式会社	6億2,993万3,480円
④	県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期一建築一第1工区）請負契約	藤沢市亀井 野3215外	小島・関野特定建設工事共 同企業体	7億8,983万1,240円

① [くらし安全防災局総務室企画調整担当課長 電話 045-210-3412]

② [県土整備局道路部道路整備課長 電話 045-210-6420]

③④ [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

【その他】

○ 訴訟の提起について

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金について、連帯保証人の二女に対し、詐害行為取消請求の訴訟を提起したいので提案する。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和4年度における宝くじの発売限度額を定める。（令和4年度発売総額 250 億円以内）

[総務局財政部資金・公営事業組合担当課長 電話 045-210-2290]

○ 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の中期目標について、令和4年度を初年度とする第二期中期目標を定める。

[産業労働局産業部産業振興課長 電話 045-210-5630]

神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例案の概要

1 背景

企業庁では、これまで任意の会議体として神奈川県営水道懇話会を設置し、有識者等からの意見を聴取しながら水道事業運営をしてきた。

将来の水道事業を見通すと、人口減少社会の進展等に伴い料金収入の減少は避けられず、一方で老朽化が進む水道管等の更新や自然災害に対する備え等を着実に進める必要があるなど、事業環境は厳しさを増している。

このため、将来にわたる安定給水を維持するには、これまで以上に学識経験者、水道使用者等による検討を深めていただき、その検討結果を県営水道事業の経営に反映させていく必要がある。

2 目的

県営水道事業の安定経営と円滑な事業推進に関する事項について学識経験者、水道使用者等に調査審議していただく新たな検討体制を構築するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会を設置する。

3 内容

(1) 設置

神奈川県営水道事業に関する必要な事項を調査審議するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会を置く。

(2) 所掌事項

審議会は、水道事業に関する事項について神奈川県公営企業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(3) 組織等

ア 委員の定数

審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

イ 委員の委嘱

委員は次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (ア) 学識経験のある者
- (イ) 水道の使用者
- (ウ) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

4 施行期日

令和4年3月1日

問合せ先

企業局水道部経営課長 花形 電話 045-210-7210

知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 目的

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職や他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行う。

2 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案の内容

(1) 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合

支給月	在職期間	改正	現行
令和3年12月	6月	100分の157.5	100分の167.5
	3月以上6月未満	100分の94.5	100分の100.5
	3月未満	100分の47.25	100分の50.25

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給割合

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の162.5
	3月以上6月未満	100分の97.5
	3月未満	100分の48.75

3 施行期日

2(1)については、公布日施行。2(2)については、令和4年4月1日施行。

問合せ先

総務局組織人材部労務給与担当課長 竜江 電話 045-210-2155

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引下げを行う。

2 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案の内容

(1) 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合

支給月	在職期間	改正	現行
令和3年12月	6月	100分の207.5	100分の222.5
	3月以上6月未満	100分の124.5	100分の133.5
	3月未満	100分の62.25	100分の66.75

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給割合

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の215
	3月以上6月未満	100分の129
	3月未満	100分の64.5

3 施行期日

2(1)については、公布日施行。2(2)については、令和4年4月1日施行。

問合せ先

総務局組織人材部労務給与担当課長 竜江 電話 045-210-2155

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 目的

令和3年10月14日の人事委員会勧告等を勘案して、期末手当の改定を行うため、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」及び「学校職員の給与等に関する条例」の一部改正

ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合

職員の区分		支給月	改正	現行	(参考)勤勉手当と改正後の期末手当の平均支給月数計
再任用職員 以外の職員	一般の職員	令和 3年 12月	100分の112.5	100分の127.5	2.075月 (現行2.225月)
	特定幹部職員		100分の92.5	100分の107.5	
再任用職員	一般の職員		100分の62.5	100分の72.5	1.075月 (現行1.175月)
	特定幹部職員		100分の52.5	100分の62.5	

イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合

職員の区分		支給月	支給割合	(参考)勤勉手当と改正後の期末手当の平均支給月数計	
再任用職員 以外の職員	一般の職員	6月	100分の120	2.15月	年間4.3月 (現行4.45月)
	特定幹部職員		100分の100		
再任用職員	一般の職員	12月	100分の67.5	1.125月	年間2.25月 (現行2.35月)
	特定幹部職員		100分の57.5		

(2) 「任期付研究員の採用等に関する条例」及び「任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正

ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合

支給月	改正	現行
令和3年12月	100分の157.5	100分の167.5

イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合

支給月	支給割合
6月 12月	100分の162.5

3 施行期日

2(1)ア及び(2)アについては、公布日施行。2(1)イ及び(2)イについては、令和4年4月1日施行。

問合せ先
総務局組織人材部労務給与担当課長 竜江 電話 045-210-2155

神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により、奨学生やその保護者が経済的影響を受けるなど、奨学金を取り巻く環境が変化している。

また、高校生向けの就学支援制度が充実してきているが、保護者の教育費負担は依然として大きく、奨学金貸付額の増額を望む声も多いことから、貸付月額の上限額を増額するため、所要の改正を行う。

2 内容

高等学校奨学金の貸付月額について、次のとおり貸付けを受けようとする者が選択することが可能な金額（月額）を改める。

区 分		改正後 月額	現行 月額
1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度	1万円、2万円又は <u>3万円</u>	1万円又は2万円
	その他の年度	1万円又は <u>2万円</u>	1万円
2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度	1万円、2万円、3万円、4万円又は <u>5万円</u>	1万円、2万円、3万円又は4万円
	その他の年度	1万円、2万円、3万円又は <u>4万円</u>	1万円、2万円又は3万円

3 施行期日

令和4年4月1日

【参 考】 高等学校奨学金制度改正の概要

より利用しやすい奨学金制度とするため、上記の条例改正後、神奈川県奨学金貸付条例施行規則等を改正し、以下の項目を見直す予定。（いずれも令和4年4月1日から施行）

項 目	内 容
連帯保証人	連帯保証人を2名必須から原則2名へ見直しする。（特別な理由がある場合に限り、連帯保証人を1名とすることを認める。）
所得要件	奨学金の対象を年収約800万円未満の世帯から年収約910万円未満の世帯に拡大する。
返還猶予	経済的事由による返還猶予の年収要件において、世帯年収の要件を廃止し、原則、奨学生本人の年収要件のみへ見直しする。
成年年齢の引下げへの対応	改正民法の施行に伴う成年年齢の引下げに対応するため、各種様式の見直し等を行う。

問合せ先

教育局行政部財務課 課長 藤野 電話 045-210-8100
高校奨学金グループ 八木 電話 045-210-8251

中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故に係る和解の概要

1 目的

中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故について、民法第 695 条の規定に基づく和解を行う。

2 和解金額

26,789,428 円

3 事故の概要等

(1) 事故の概要

令和 2 年 10 月 18 日（日）午前 10 時頃、利用者が配膳室にあったパンを食べ、のどに詰まらせる事故が発生した。

利用者は、病院に緊急搬送され、一命はとりとめたが、現在も入院し、意識が戻らない状態が続いている。

(2) 和解の要旨

事故発生後、同園職員と第三者委員で構成した検証委員会を設置し、検証を行ったところ、本件事故は、配膳室の施錠が徹底されていなかったことにより発生したもので、安全配慮義務に反していると結論付けられた。

これを受け本県の過失を認め、利用者御家族との話し合いを進めたところ、合意が得られたので、民法第 695 条の規定に基づき和解するものである。

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
課長 高橋 電話 045-210-4702

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 馬淵 電話 045-210-2251

予算編成グループ 高橋 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022